

消防用設備等保守点検業務委託特記仕様書

- 1 業務名 消防用設備等保守点検業務委託
- 2 目的 消防用設備等の保守管理
(消防法及び建築基準法第12条第4項に規定する消防用設備等の点検業務の委託)
- 3 場所 秋田県千秋学園
- 4 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 設備等の概要

防火対象物	所在地	秋田市新屋下川原町1番2号
	令別表第一に掲げる区分	(6)項-ハ
	名称	秋田県千秋学園
	構造等	RC2階建て他 延べ床面積 2,962.98㎡

設 備 名 等	型 式 等	数 量	単 位	摘 要
1 消火器具	粉末消火器	10型	25	本
2 屋内消火栓設備 (ポンプ：型式等～KTK-405×3S-63.7) (電動機：型式等～MRH611.5K)	屋内消火ポンプ	下記参照	1	台
	屋内消火栓	2号消火栓	13	台
3 自動火災報知器	受信機	10回線	1	面
	受信機	5回線	1	面
4 火災通報装置			1	台
5 避難器具	避難はしご		1	台
6 誘導灯			31	台
7 非常用自家発電機 (原動機：型式等～UPF5M-28WRKN) (発電機：型式等～NTAKL-SEK)			1	台
8 非常用自家発電機 (畜電池：型式等～HSE80-6)			1	台
9 防排煙設備	防火扉		2	台
10 非常用発電機負荷運転作業 (年一回作業停電時立合実施)			1	式

6 点検の基準、期間及び報告

- ① 点検の周期は次のとおりとする。
 - ア) 外観、機能及び総合点検 4月～5月：1回
 - イ) 外観及び機能点検 10月～11月：1回
- ② 点検の基準及び報告は次による。
 - ア) 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)
 - イ) 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)
 - ウ) 「消防用設備等の点検要領の全部改訂について」(平成14年6月11日消防予第172号)
 - エ) 「建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年国土交通省告示第285号)
- ③ 点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き、各設備の点検に必要な消防設備士、防火設備検査員等の資格を有する者が行うこと。
- ④ 点検の実施にあたっては、施設管理者と十分に協議を行い、利用者等に対する危害防止を図るものとする。
- ⑤ 本委託に係る軽微な不良箇所修理に使用する部品、材料の一切及び消火器の機能(放射能力)点検に係る消化剤の詰替補充に要する経費は受注者の負担とし、その他の修理を要するものについては、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。